

令和4年度第3回
中予支部研修会

社労士が 「ビジネスと人権」に 取組むべき理由

～選ばれる日本であり続けるために～

社会保険労務士 薦田勉（こもだつとむ）

ビジネスと人権に関する指導原則とは

- 2011年国連人権理事会で採択される。
ビジネスと人権の在り方に関する国際的規範
 - 国家人権保護義務
 - **企業の人権尊重責任**～企業の規模を問わず遵守が求められている
 - 救済へのアクセス
- 人権への負の影響を及ぼしている3つのケース
 - 直接の原因となる場合 (cause)
 - 自社の活動が直接人権への負の影響を生じさせているケース
 - 助長する場合 (contribute)
 - 自社の対応がサプライチェーン内での人権への負の影響を引き起こすケース。
(例) 非常に短納期での納品を要求した結果、発注先で強制労働となりうるような極度の長時間労働が発生したようなケース。
 - ビジネス上の関係によって、自社の事業が人権への負の影響に結びついている場合 (directly linked)

なぜ、ビジネスと人権が重視されるのか³

- 世界中の企業がボーダーレスにつながっている時代であり、自社単独でビジネスを完結させることはできない
- 開発途上国を中心に法整備の遅れ等によって、児童労働等が生じている国・地域もある。これらの国・地域で安価に生産された原材料を使用して利益を上げている企業も、児童労働に加担しているといえるのではないか？自社が直接行っていないからといって、こういった企業を許してもいいのか？という考え方方がベースにある。
- ESG投資
- エシカル消費



2013/4/24、バングラデシュのラナプラザビルが倒壊し、1,100人以上の労働者が死亡、2,500人以上が負傷し、史上最悪の産業災害の一つに！犠牲者の多くはビル内に存在した世界的な大手アパレルメーカーの下請工場の従業員で、劣悪な環境の下での労働を強いられていた実態が明らかになった。

某メーカーが二次下請先の未払賃金補償

- 本日のテーマである「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に沿った措置
- 当該某メーカー、実習生が相談したNPO法人に対し、500万円を寄付
- 阪急、阪神両百貨店がこの縫製会社で委託生産された衣類の販売を中止
(共同通信2022/12/13)
 - 両百貨店を傘下に持つエイチ・ツー・オー（H2O）リテイリングへの取材で分かった。人権配慮を定めたH2Oの指針は、強制労働や不当な低賃金労働などのない商品を扱うとしている。
- 「うちは発注者に過ぎず、下請先で生じた問題に対する責任はありません」は通用しない時代
- サプライチェーンで発生した人権侵害行為に対しても、発注元は責任を負う必要あり
 - どこまで負うのか？一次・二次下請まで？その先も・・・・？

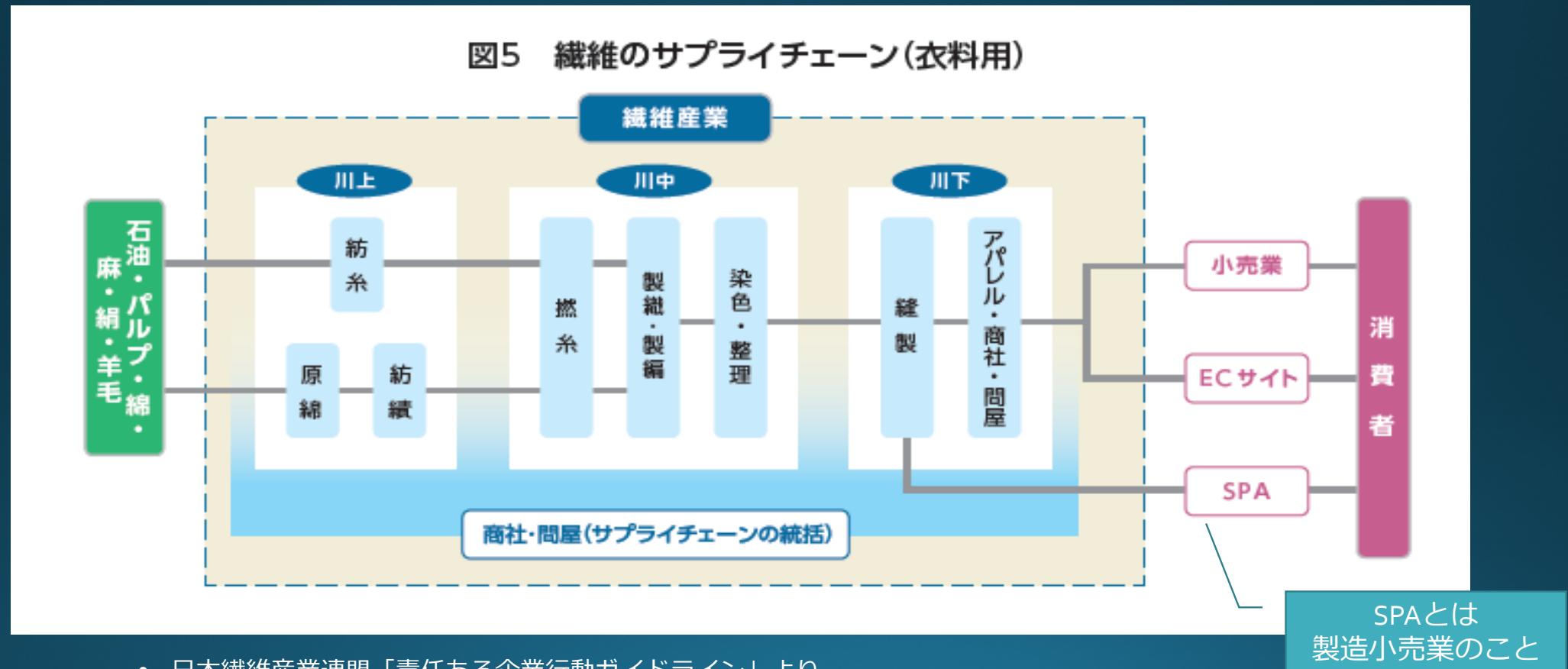
日系企業の6割がサプライチェーンの 人権問題を経営課題として認識している

- JETRO（日本貿易振興機構）2022/11/24、
2022年度海外進出日系企業実態調査結果を公表
- 2022/9実施、海外86カ国・地域の日系企業19,143社対象（7,173社回答）

（経営課題と認識する理由）

- 各国の法制度整備による影響
- 顧客からの要請
- 世論や消費者意識の変化
- 納品先から**人権方針**への準拠を求められたことがある企業28.4%
- **人権デューディリジェンス（人権DD）**を実施・予定している企業41.1%

サプライチェーンの例（繊維産業）



- 日本繊維産業連盟「責任ある企業行動ガイドライン」より

世界的に人権尊重の要請が強まっている

7

- 有価証券報告書等の記載事項追加～2023/3/31以後終了の事業年度から適用
 - 非財務情報開示の充実→サステナビリティ情報記載欄新設
 - 人材育成方針・社内環境整備の方針
 - **女性管理職比率**・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差
- 内閣府調査、人権侵害された経験ありが約3割
 - 2022/11/15、人権擁護に関する世論調査
 - これまでに自分の人権が侵害がされたと思ったことがあると回答（27.8%）
 - 人権侵害の内容は「あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口」54.4%、
「職場での嫌がらせ」30.1%、
「使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇」17.1%、
「セクシャル・ハラスメント」16%

企業のサプライチェーンから強制労働排除へ 日米連携で合意 8

～2023年1月7日 7時02分 NHK配信

- アメリカを訪れている西村経済産業大臣は、タイ通商代表と会談し、世界的に人権意識が高まる中、企業のサプライチェーン＝製品の供給網から強制労働などを排除することについて、日米で連携して取り組むための新たなタスクフォースを設けることで合意しました。
- 西村経済産業大臣は6日、タイ通商代表と企業の生産活動や原材料を調達する過程における強制労働などの排除に向けた日米協力に関する覚え書きを交わしました。この中で西村大臣は「サプライチェーンにおける人権侵害は断じて許されるものではない。アメリカと連携しながら取り組みを加速させていきたい」と述べました。またタイ通商代表も「強制労働と人権侵害は、世界の貿易システムが抱える課題だ」と述べました。覚え書きでは日米で連携して人権尊重の取り組みを進めるため、日本からは経済産業省と外務省が、アメリカからは通商代表部や商務省などが参加したタスクフォースを新たに設けるとしています。
アメリカでは中国の新疆ウイグル自治区で強制労働によって生産された製品の輸入を全面的に禁止する法律が去年6月に施行されています。
またヨーロッパでも企業に対して、人権尊重の取り組みを求める法律が相次いで制定されていることから、日米両政府で情報交換を進め、企業が守るべき基準を明確にすることで、事業活動をしやすい環境を整えることにしています。

企業に求められる人権意識

- 2011年に国連人権理事会で、企業の人権尊重に対する責任を盛り込んだ「**ビジネスと人権に関する指導原則**」が全会一致で支持されました。それ以降、企業の生産活動や原材料を調達する過程において、強制労働や児童労働などを排除しようという動きが国際的に広がっています。フランスでは2017年に、そしてドイツでは2021年に、企業がみずからサプライチェーン＝供給網の中で強制労働などがなかったかをチェックしたり、情報開示したりすることを義務づける法律が制定されました。さらに、アメリカでは去年6月、中国の新疆ウイグル自治区で強制労働によって生産された製品の輸入を全面的に禁止する法律が施行されました。今後、アメリカに製品を輸出する企業が、強制労働に関与していない証拠を求められるケースが増えると見込まれていて、日本企業にも影響が及ぶ可能性があります。一方、日本では去年、企業の人権尊重に向けたガイドラインが策定されましたが、法規制はまだ行われていません。こうした中、大手アパレルが新疆ウイグル自治区産の綿花の使用を取りやめるなど日本企業にも対応が広がっていて、貿易量の多い日米間でこの問題に連携して取り組む必要性が指摘されていました。

西村経済産業相「環境整備につながる」

- 日米が連携して、企業のサプライチェーンから強制労働などを排除するために新たなタスクフォースを設けることで合意したことについて、西村経済産業大臣は会談のあと記者団に対して、「各国の規制について、企業の予見可能性を確保することで、より積極的に人権尊重を促すことが可能になる。タスクフォースが立ち上がり、産業界との対話もしていくことで、そうした環境整備につながると思う」と述べました。

技能実習制度・特定技能制度の見直し開始⁹

- 2022年11月22日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で「**技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議**」の設置を決定。
 - 第1回会議を2022/12/14に開催
 - 2023年春頃を目途に中間報告
 - **2023年秋頃に最終報告**を行う見通し
- 技能実習制度の目的（開発途上国・地域への技能移転、人材育成への貢献）と実態（人手不足を補う労働力）の乖離
- 技能実習生の失踪、人権侵害
- 特定技能は2019年（H31）4月施行から2年経過後の見直し規定あるもコロナ禍で外国人材の入国が停滯、検討遅延していた。

企業が尊重すべき人権の分野

10

法務省人権擁護局 「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」 より

1 賃金の不足・未払	賃金の不足・未払、生活賃金
2 労働時間	過剰・不当な労働時間
3 労働安全衛生	労働安全衛生
4 社会保障	社会保障を受ける権利
5 パワーハラスメント	パワーハラスメント (パワーハラスメント)
6 セクシアルハラスメント	セクシアルハラスメント (セクハラ)
7 マタニティハラスメント/パタニティハラスメント	マタニティハラスメント/パタニティハラスメント
8 ケアハラ	介護ハラスメント (ケアハラスメント)
9 強制的な労働	強制的な労働
10 居住移転の自由	居住移転の自由
11 結社の自由	結社の自由
12 外国人労働者	外国人労働者の権利
13 児童労働	児童労働
14 テクノロジー	テクノロジー・AIに関する人権問題
15 プライバシー	プライバシーの権利
16 消費者の安全と知る権利	消費者の安全と知る権利
17 差別の対応-差別	差別
18 ジェンダー	ジェンダー(性的マイノリティを含む)に関する人権問題
19 表現の自由	表現の自由
20 先住民族・地域住民の権利	先住民族・地域住民の権利
21 環境・気候変動	環境・気候変動に関する人権問題
22 知的財産権	知的財産権
23 賄賂・腐敗	賄賂・腐敗
24 サプライチェーン	サプライチェーン上の人権問題
25 救済へのアクセス	救済へアクセスする権利

ここには直接の記載はないが「暴力」が人権侵害に当たるのは言うまでもない。

人権侵害の有無をチェックする際の項目例

11

日本纖維産業連盟 「JTFチェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」より

■JTFのチェック項目は国際基準に則った項目で作成されている

- 総論
- 強制労働**
- 結社の自由・団結権・団体交渉権**
- 差別
- 児童労働
- ハラスメント
- 外国人労働者・外国人技能実習生
- 労働安全**
- 賃金
- 労働時間
- 取引適正化関係

わが国の法制よりも厳しい
要求事項となっている項目あり

人権DDへの取組を行う際には、ステークホルダー
との対話が必要。
(ステークホルダーエンゲージメント)

(参考) 太字・下線は**中核的労働基準**と呼ばれる

人権尊重の経営に取組むメリットと取組まない場合のリスク

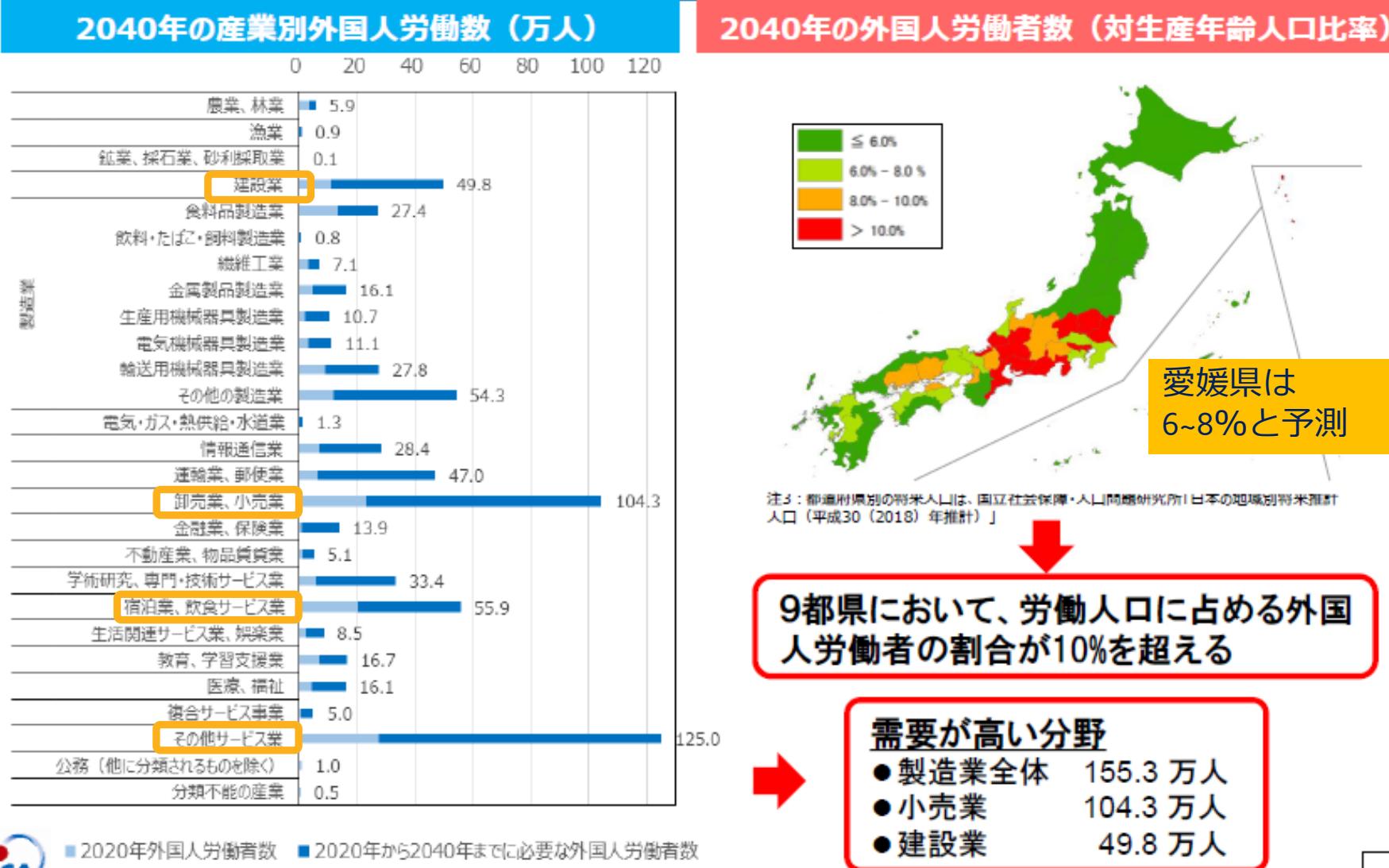
- ・人権を尊重する経営がもたらすメリット（利益）
 - ・より良い人材の確保（獲得・定着）
 - ・生産性向上
 - ・良好な取引関係を通じた企業の安定的成長
 - ・社会からの評価の向上
- ・人権を尊重しない経営によるリスク
 - ・法規制への抵触
 - ・労働者との紛争、訴訟
 - ・労働者の労働意欲や生産性の低下
 - ・社会からの評価の低下
 - ・人材の確保難 等



最悪、サプライチェーン
から排除されるリスク

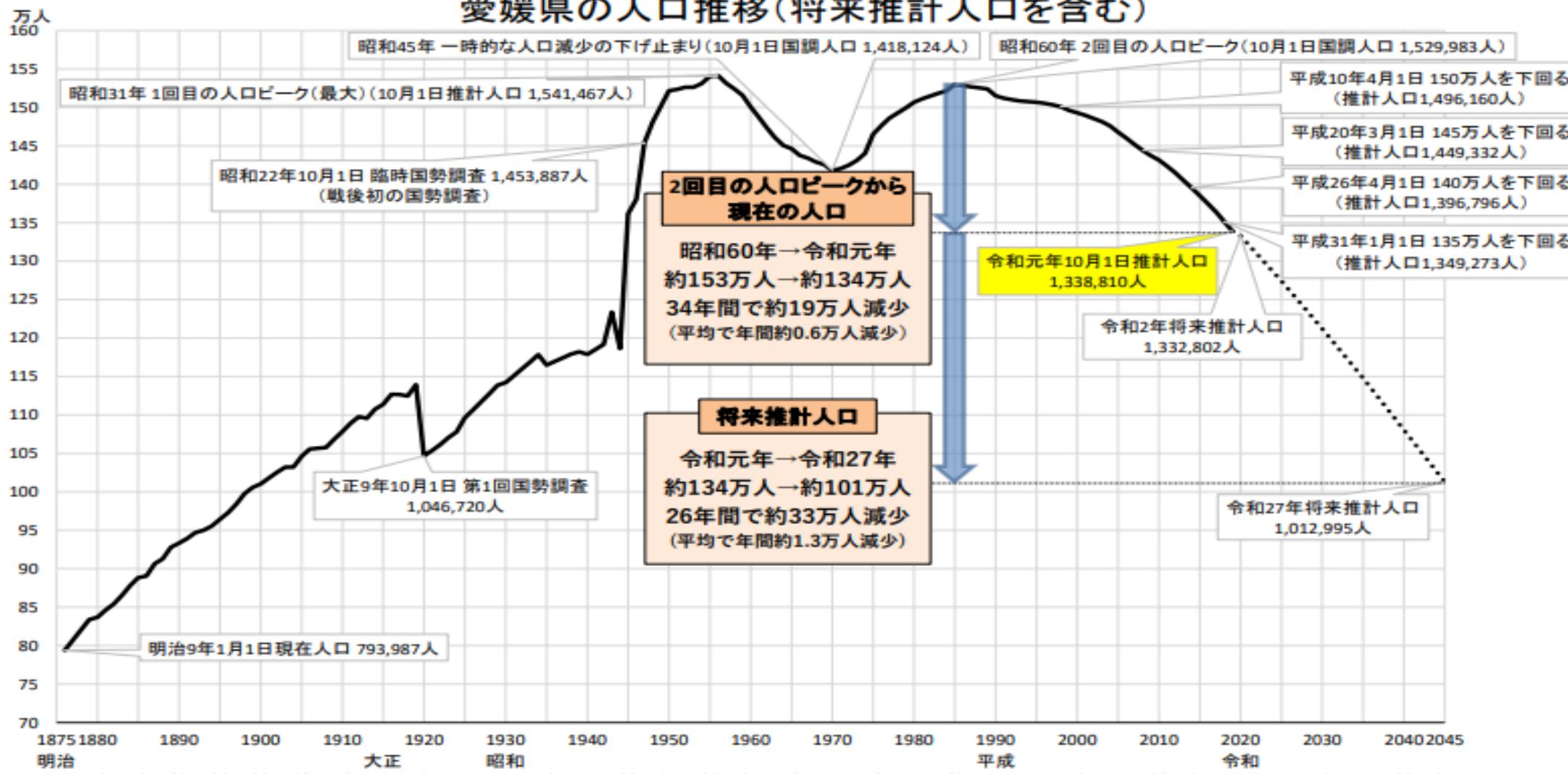
(參 考 資 料)

図表:2040年の予測



- 目標GDP到達に必要な外国人労働者と見込数
- 2030年 419万必要だが356万 63万不足
- 2040年 674万に対し 632万 42万不足

愛媛県の人口推移(将来推計人口を含む)



注) 明治9・12~19年:1月1日現在人口 (明治10・11年はなし) 明治20~32年:12月31日本籍人口 明治33~44・大正元~8年:12月31日現在人口

大正9年から令和元年まで (大正10・11年、昭和20~24年を除く):西暦が5の倍数の年は10月1日国勢調査、それ以外の年は10月1日推計人口 (大正10・11年は12月31日現在人口、昭和19年は2月22日現在人口、昭和20年は11月1日現住人口、昭和21年は4月26日現住人口、昭和22年は10月1日臨時国勢調査、昭和23年は8月1日常住人口、昭和24年はなし)

令和2年からの将来推計人口:日本の地域別将来推計人口 (平成30(2018年)推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

現在の送り出し国の経済状況

- 令和4年9月 アジア大洋州局地域政策参事官室作成レポートより

- 現在の送り出し国はアセアンの中でも一人当たりGNPは少ないグループ
 - カンボジア 1,591米ドル
 - インドネシア 4,292
 - ミャンマー 1,187
 - フィリピン 3,549
 - ベトナム 3,694
- マレーシア、タイ並みに所得が増えたときにも日本に来てくれるのか？
 - マレーシア 11,371
 - タイ 7,233

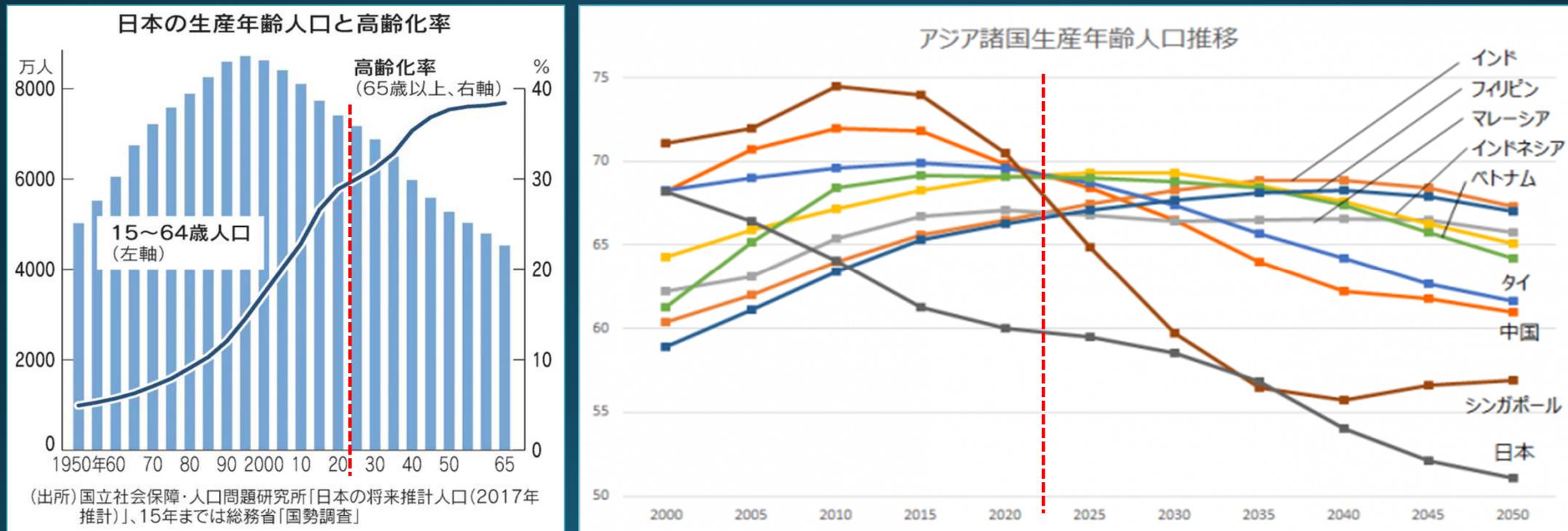
(5) 1人当たりGDP (2021年)

	1人当GDP (米ドル)
ブルネイ	31,723
カンボジア	1,591
インドネシア	4,292
ラオス	2,551
マレーシア	11,371
ミャンマー	1,187
フィリピン	3,549
シンガポール	72,794
タイ	7,233
ベトナム	3,694
ASEAN	4,965
日本	39,285
中国	12,556
韓国	34,758
世界平均	12,263

(出所) World Bank, World Development Indic

日本とアジア諸国の生産年齢人口推移

17



韓国、台湾も外国人材を受け入れている。

一人っ子政策の中国、現在の送出国でも生産年齢人口比率の減少傾向が強まり、人手不足傾向が高まってくる。
*中国も人口減少に転じている・・・(次頁)

中国も人口減少社会に

- 1/17に中国の国家統計局発表
- 2022年末14億1,175万人（対前年85万人減）
 - インドは2022年末で14億1,200万人と推計されている
 - 少なくとも2023年にはインドに人口で抜かれるとみられている
- 人口減少は1961年以来61年ぶり
- 出生数956万人（対前年107万人減）
- 建国以来初めて1,000万を下回り最低の出生数
- 2016年に一人っ子政策廃止後も、出生数は減少
- 生産年齢人口（15～64歳）は2013年がピークで減少が続いている

諸外国の最低賃金

- 1ドル133.24ドルで換算
 - アメリカ：966円÷7.25米ドル＝133.24円。
- 世界的にも最低賃金の引き上げ傾向が強まっている（最賃だけではない）
 - ハワイ州
2022/10/1→12ドル約1,599円、
2024/1/1→14ドル約1,865円、
2026/1/1→16ドル約2,132円、
2028/1/1→18ドル約2,398円に引き上げ予定
- 日本人が外国に出稼ぎに行く時代が来る？

表1 各国の最低賃金

オーストラリア	21.38豪ドル（約1,984円）
イギリス	8.91ポンド（約1,442円）
ドイツ	10.45ユーロ（約1,425円）
フランス	10.25ユーロ（約1,398円）
アメリカ	7.25米ドル（約966円）
日本	961円
韓国	9,160ウォン（約940円）

（出典：厚生労働省「諸外国の最低賃金の状況・報告書について」）

訪日費用と失踪の関係

- 不法残留者数、技能実習生の失踪者数、刑法犯検挙件数すべてでベトナムが1位（母数が多いという理由はあるが率でも高い）
- 京都大学安里 和晃先生の調査（2009年）によると以下の傾向がある
 - 訪日費用が高いほど失踪率が高い傾向
 - フィリピン：22万円→0.2%、インドネシア：41万円→1.3%
 - 中国：84万円→2.0%、ベトナム：103万円→3.5%
 - 来日前に期待していた収入と実際の収入のギャップが大きいほど失踪率が高い傾向（ガッカリ度）

実習生はある程度の借金を負って来日、就労するため、一種の債務労働とみられる傾向あり。

債務労働は多くの労働者が**強制労働**に陥ってしまうもう一つのルートとされ、労働者（時にはその家族共々）が自らの借金又は承継した借金を返済するため使用者の下で働くを得ない状況に追い込まれたときに生ずる。
(ILO駐日事務所HPより)

ベトナムの送り出し先国

- 前在越大使館一等書記官林幹雄氏の講演から・・・
- ベトナム人の送り出し人数は、日本、台湾、韓国の順に多い
 - 一番人気は残業が多く、収入が大きくなる韓国だが、**雇用許可制**により狭き門。
 - 2018年に日本が台湾を抜いて1位になった。
 - 日本と台湾だと日本100に対し、台湾60の収入（2016年当時）
 - 渡航にかかる費用は日本の方が高いうえ、一定レベルの語学力習得というハードルあり。
 - 台湾は語学力を要求していない。
 - 送り出し機関にとっても日本に送り出す方が利益になる。（手数料が高い）
- ただし、コロナ禍の影響を除外しても日本の人気は低下傾向にある
 - ベトナムの労働力人口増のペースが緩やかになっており、一部地域では**労働力不足の状態**
 - ベトナム国内（特に都市部）における賃金上昇
 - 円安による収入目減り
 - 人権意識の高まり
(日本での人権侵害事情はベトナムでもSNSですぐに拡散される)
→ボーダーレスな社会

年功型から日本型職務給への移行が近い？

- ・岸田総理、1月23日の施政方針演説で明言
 - ・「6月までに日本企業に合った職務給の導入方法を類型化しモデルを示す
 - ・「従来の年功賃金から職務に応じてスキルが適正に評価され賃上げに反映される日本型の職務給へ移行することが企業の成長のためにも急務」
-
- ・職務給（しょくむきゅう）は、従事する仕事の内容や職務の価値で決定する賃金。その職務は職務記述書（ジョブディスクリプション）に記載される。
 - ・欧米で広く採り入れられており、日本における属人的な「職能給」「年齢給」とは対をなす賃金制度である。
 - ・職務ごとに、その価値、難易度などによって賃金があらかじめ決まっており、労働者はより条件の良い職位を求めて昇格あるいは転職する。「職能給」や「年齢給」とは異なり説明性、客觀性が高いのが特徴である。